

所見の見逃しを防ぐため、系統的で包括的な身体診察を行う。これには四肢（腕、手、脚、足など）を含み、なんらかの損傷または欠損のエビデンスがないかを確かめる。乳児を背臥位にして開始し、死亡調査員は見たままを記録する。なんらかの跡や痕があれば記録し、外傷がなければないと記録、および血液または体液（血液、泡、または口、鼻およびその他の目に見える身体部分からでた体液）が存在していれば、それを記載（写真、描画、および記述）する。

多くの死亡調査員が、乳児でも成人でも、身体の両側を見ないという過ちを犯している。現場では、なにも見逃していないことを確実にするために、身体の両面を見ることが適切である。死亡調査員が乳児の身体を裏返さないと、下敷きになっているまた利用したかもしれない麻薬の道具を見逃す可能性や、裏がえさなければわからない背中の打撲や損傷を見逃す可能性もあるのだ。

今度は乳児を腹臥位にし、乳児の背面を記録する。なんらかの跡や痕があれば記録し、外傷がなければないと記録、および血液または体液が存在していたら、もれなく記録（写真、描画、および記述）する。

死亡調査員はすべての略図に適切なラベルを付け、誰が読んだとしても説明が的確に理解できるようにする。略語は避けるように注意し、可能な場合は常に、出来る限り明確かつ正確に説明するようとする。死亡調査員が絵を描けない場合は、問題の場所を円で囲み、見たものに近いものを簡単に記すだけで十分である。例えば、乳児の胸に発疹がある場合は、死亡調査員は略図の胸のあたりに円を描き入れ、発疹などの言葉を使って位置を記す。また、発疹のある部位の大きさの概要を、目盛を使って書き入れる。死亡調査員は、可能な場合は常に、略図を裏付けるために、発見された通りに乳児の写真を撮影するようとする。

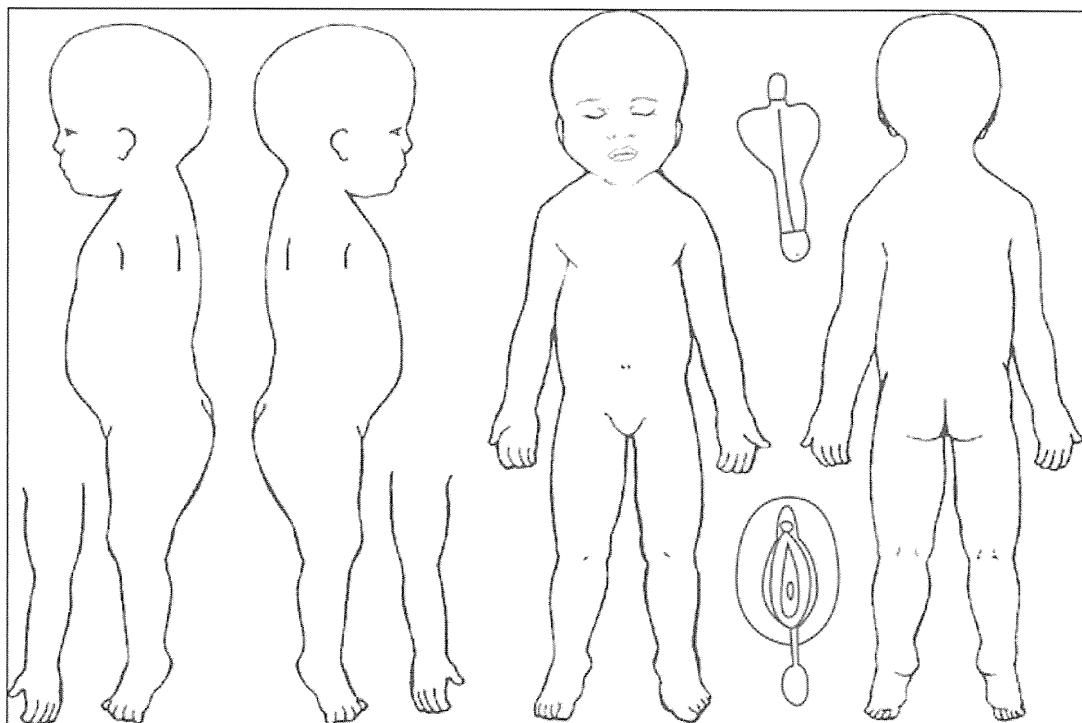
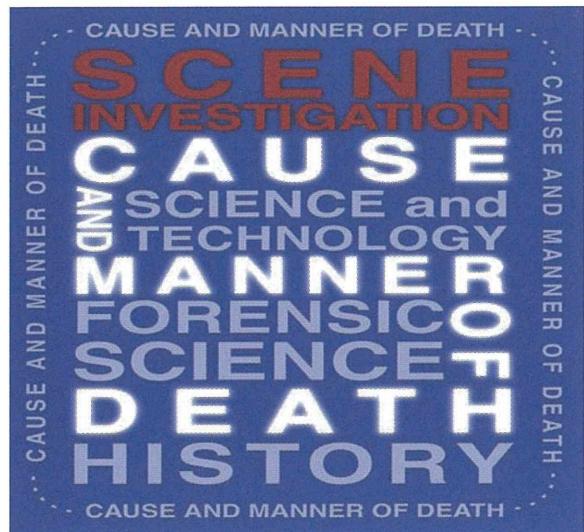


図 6.15:外傷やその他の身体上の跡の部位を示すために、身体略図を使用する。

Unit 17 — 現場から撤去された物品の記録について

はじめに

司法検体追跡管理体制(chain of custody)は、所有物品、押収物品を含め、現場から持ち出されたすべての物品において、確実なものでなければならずすべての物品は公式の証拠物品記録用紙に記録される必要がある。物品を持ち出す人物はサインを行い、物品を押収した日付と時間を明確にしなければならない。すべての物品は証拠物品記録にリストされ、的確にパッケージングされ、明確にラベリングがなされなければならない。物品は敬意をもって注意深く扱われ、可能な限り早期に返却がなされるものであることが、両親/養育者に伝えられなければならない。



証拠品の追跡管理体制

証拠品の追跡管理記録はどの法医学的調査においても重要なものである；しかし、多くの乳児死亡調査においては、調査完了次第直ちに証拠物品を適切に家族に返却することを確実にするために、記録を残しておくことは極めて、重要である。ほんの小さな玩具、古毛布にも、家族の愛着が込められているかもしれないということを軽んじてはならない。この個人的な持ち物を持ち出す際には、十分に説明を行なった上で行き、返却の際には可能な限り持ち出す元の場所に近い場所に返却すべきである。

大半の乳児死亡調査では、乳児、証拠品、および個人所有物の、証拠品追跡管理記録がなされている。この中には乳児のすべての着衣、おむつ、毛布が含まれている。乳児が、死亡時にだっこひもなどを使用していた場合は、その物品も押収する。現場で押収された個人品目は、乳児の死に関する重要な情報の提供元となる可能性がある。

寝具、毛布、および寝間着の種類も、有用なヒントをくれる場合があり、皮膚がどの程度露出していたかという情報も同様である。現場で入手した証拠品は、警察に保管される場合を除き、死因および死亡態様が決定され、事例が完了次第すべて、親または養育者に返却するよう留意する。

医療記録に記載された重要な情報は、最初の調査後のしばらくして徹底的な検証を必要とする場合がある。衣類の検査は、清潔性、尿や便の性質を分析するために重要であり、また他の証拠が衣類と関連している場合もあることよりも重要である。特に乳児が病院で生存した期間が長い場合は、病院で検体として採取された血液その他を、死後調査の一環として入手することが極めて重要な場合がある。哺乳瓶などのその他の所持品も、食品または水からの中毒や、経口感染疾患の評価のために、重要な場合がある。

物品一覧

死亡に関連があるとみられるすべての品目を列記した物品一覧を作成しなければならない。この一覧は、押収された物品を同定するのに役立つとともに、押収物品の追跡管理体制を担保するものにもなる。証拠品一覧は新たに作成しても良いし、SUIDI報告書の該当部分を利用してもよい。名前、事例番号、日付、時刻、および目撃者・収集者名情報を、一覧表に記入する。次に、哺乳瓶、おしゃぶり、乳児用粉乳、衣類、寝具、無呼吸モニター、医薬品、不良製品、危険なベビーベッド・手すり、ブランコ、車の座席、ベビーカーなど、乳児の死に関係すると思われる収集品目のリストを作成する。収集、分析が必要な他の分野の物品も考慮しなければならない。こうした物品類は、記録、押収し、監察医局または検視官局に持ち込み、法医/病理医の検査を受けなければならない。

以下のリストは、すべてを網羅するものではないが、証拠品として収集すべき品目を例示したものである：

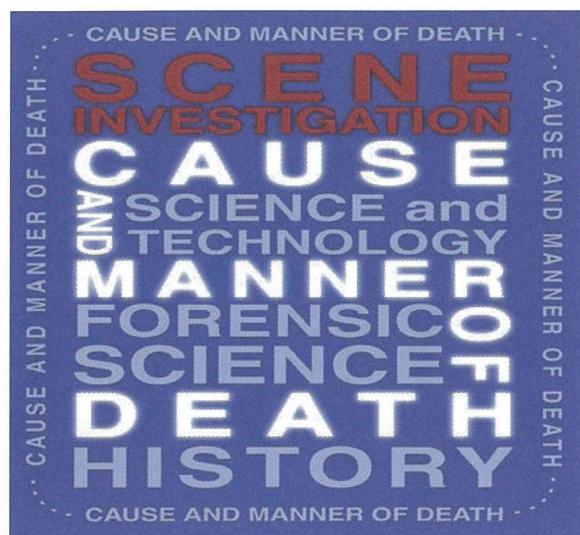
- ・ 食事関連器具
 - 乳児用粉乳容器および溶かした調製乳
 - おしゃぶり（破損の有無を問わない）
 - 調製乳が残った哺乳瓶
- ・ 乳児の寝床周辺の寝具
- ・ 乳児の衣類
- ・ 無呼吸モニター
- ・ 乳児の医薬品
- ・ 乳児が使用した物品で、機能不良のある可能性があるもの

SUIDIの報告フォームの物品押収一覧は、現場から移動された物品がある場合に記載すべき書式の1例を例示したものである。死亡調査員は、一覧に証拠品目を記録したら、評価のために移動させてよい。証拠品の追跡管理体制を維持するためには、死亡調査員から受領したすべての品目について、受領した機関に署名をさせる。

姓	名	ミドルネーム		症例番号	
■ 1 インシデントのあった現場もしくは死亡現場から押収したすべての試料押収物につき記載せよ：					
物品	押収物番号	押収した場所	説明	廃棄対象か	押収した人物
1) 哺乳瓶					
2) おしゃぶり					
3) ミルク					
4) ベッド用品					
5) 死亡児が最後に していたおむつ					
6) 衣服					
7) 無呼吸モニタ					
8) 死亡児の使用し ていたかけもの					
9) 治療薬 (家庭療法のもの を含む)					
10)					
11)					
12)					
13)					
14)					
15)					
16)					
17)					
18)					
19)					
20)					
21)					
22)					
23)					
24)					
25)					
26)					
27)					
28)					

本セクションの記載者	記載年	月	日	時間	対面による 電話による その他		
					:		

図. 6.16: SUIDI物品押収一覧の1例



18 — 保育園/預かり保育の現場の記録について

はじめに

保育の現場では、結果的に乳児の死につながることもある状況を認めることが少なくない。極度の気温でも十分な冷・暖房がないこともあり、不適切な冷・暖房器具を使用しており、有害となりうる可能性がある施設も存在する。同様に、不適切に調理・保存された食品が、乳児に害を与えることがある。他の乳児に感染させる恐れのある乳児をケアする能力がないことも、保育施設の重大な問題である。保育園/預かり保育に関連する状況では、調査員は死亡した当該乳児の死について調査するだけでなく、リスクにさらされている可能性のある他の子どもの安全を担保する方策も探求すべきである。

ケアのレベル

ベビーシッターがいて、乳児が死亡しているところを発見した事例では、乳児が生前、または発見時にどのレベルのケアを受けていたかが懸念される。経験の浅い十代や、障害のある成人が、ベビーシッターであった場合、乳児を適切にケアすることができなかつた可能性や、ネグレクトによる外傷や虐待の問題が存在する可能性がある。死亡調査員は警察と協調し、死亡前または死亡時に、ベビーシッターのケアを受けていたかどうかを確認する必要がある。

乳児が親類の家で世話を受けていた場合は、当然養育者は乳児を知っており、両親は養育者をよく知っていると推定される。両親が養育者に抱いていた信頼と安心度や、ケアのレベルについて、有意義な情報を得ることができるであろう。死亡調査員は警察と協調し、乳児が親類の家でケアを受けていたかどうかを確認する。

乳児がデイケア施設で、他の病気の子ども・成人に暴露していたかどうかは、死因および死亡態様を判断する上で、もう一つの大きな懸案事項である。死亡調査員は、乳児の担当職員が有資格者か、訓練を受けているか、適切なケアを行っていたかを確認する。また、施設自体の外見や適性にも関心を持つべきである。死亡調査員は警察と協調し、施設が実際に認可を受けているかどうか、許認可機関（健康局など）に接触して確認する。

成人監督者の同定

成人監督者を同定できれば、死亡調査員はその人物の犯罪歴の有無などを判断するため必要な背景調査を行うことができ、育児の免許や訓練についての確認もしやすくなる。死亡調査員は警察と協調し、成人監督者の氏名を確認しなければならない。

デイケアの所有権と運営の確認

乳児がその施設内で死亡したデイケア施設または建物の所有者は、死因または刑事・民事訴訟の調査において重要な人物となる場合がある。危険な建物や環境の危険は記録し、所有者情報およびその他の情報を、当局に報告する。地方の建築物条例では建築物の“使用法”を規制しており、所有者は、死亡調査員がデイケア施設の運営が合法的であったかどうかを確認する補助をしなければならない。建物の所有者も、通常賃貸者が立ち入らない部分への死亡調査員が立ち入り調査を行う際に、援助を行わなければならない。

認可を受けたデイケア施設は、一般的に一定の基準のケアを提供しなければならぬため、施設が適性に認可を受けているかどうかを確認することは、非常に重要である。自分を育児提供資格保持者のように見せかけて、実はサービス提供の資格を持っておらず、規制も調査も受けていないという場合もある。しかしもちろん、資格を持っているから問題がないというわけではない。警察と協力し、死亡調査員はデイケア施設の所有者・運営者に、免許の提示を求めなければならない。この情報は記録され、適切な許認可機関で事実確認を行わなければならない。

次に、死亡調査員は、デイケア施設に与えられた認可が有効かどうかを確認する。期限切れの認可は、その認可を適用された施設が、更新を拒否されたか、許認可機関の定めた規定に違反した結果、認可が取り消されたことを示す場合がある。死亡調査員は許認可機関に接触し、育児施設が現行有効な認可を持っているか、認可で認められた立地はどこか、また所有者が過去に他州でもデイケアセンターを運営していたことがあるかどうかを確認する。同一認可で複数のセンターが運営されている場合は、死亡調査員は許認可機関に、他のセンターで同様の問題がなかったかどうかを確認する。

現在の所有者・運営者が施設の唯一の資格所有者である場合もあれば、デイケア施設運営経験のある従業員を雇用している場合もある。その場合は、その従業員についても運営が適切であったか、不審な状況がなかったかを確認することが重要である。死亡調査員は従業員全員に面接を行い、認可デイケア施設運営の経験があるかを確認し、許認可を与えた管轄区の許認可機関に確認して追跡しなければならない。

デイケア施設ではすでに従業員の背景調査を終えている場合もあるが、その調査が信頼できる機関によって行われたものか、所有者・運営者も適切な背景調査を受けているかを確認することが重要である。

インシデントのあった現場の調査		
1	インシデントや死亡はどこで起こった？ _____	
2	そこは現住所であったか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
3	そこは、保育所やその他の子ども保育の場所であったか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇨ 質問 8 へ	
4	インシデントや死亡時に何人の子ども（18歳未満）が保育の場所にいたか？ _____ 人	
5	何人の成人（18歳以上）が子どもの監督を行っていたか？ _____ 人	
6	保育所の認可番号と認可を行った機関は？ 認可番号：_____ 認可機関：_____	
7	保育所の営業時間は？ _____	
8	インシデント・死亡のあった場所には何人が生活しているか？ 成人の数（18歳以上）：_____ 人 子どもの数（18歳未満）：_____ 人	
9	下記の冷暖房器具のうち使われていたものは？（該当するものをすべてチェック） <input type="checkbox"/> セントラルエアコン <input type="checkbox"/> ガス暖房 <input type="checkbox"/> 暖炉 <input type="checkbox"/> 窓の開放 <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 電気暖房 <input type="checkbox"/> 石炭暖房 <input type="checkbox"/> 薪ストーブ <input type="checkbox"/> シーリングファン <input type="checkbox"/> 電気ヒーター <input type="checkbox"/> 灯油ファンヒーター <input type="checkbox"/> 扇風機 <input type="checkbox"/> 電気ベースボードヒーター <input type="checkbox"/> その他⇒具体的に _____ <input type="checkbox"/> 窓のファン <input type="checkbox"/> 電気式天井暖房 <input type="checkbox"/> 不明	

図. 6.17: 現場でサービス提供者から、デイケアの認可情報について聴取する。

死亡調査員は乳児が死亡した時、誰が働いていたかを確認して、調査を続行する。これによって、乳児が受けているサービスの水準を確認することができる。例えば世話をする従業員数に対して預かった子どもの数が多すぎる場合は、デイケア環境に問題があることを示唆する場合もある。州によっては施設が提供するケアの水準を確立するために、児童・従業員の比率に基づいてデイケアに登録できる子どもの人数を制限している。死亡調査員は、ケア施設の所有者・運営者とともに作業スケジュールや従業員数を記録し、確認しなければならない。

デイケア施設の従業員から作業スケジュールに関する情報の提供を受けたら、所有者・運営者が従業員に発言を指示しているか、または不正な情報を提供するようお互いに口裏を合わせている可能性を排除するよう、情報を確認しなければならない。

従業員とは別に、子どもたちや他の親に雇用状況について慎重に質問を行うと有用である。最後に、死亡調査員には、施設の従業員がどのようなトレーニングを受けていたか、およびどのような経験を持っているか、を確認することを推奨する。成人または十代の養育者が訓練を受けているか、何らかの資格を有しているかを確認することによって、病気の子どもの世話ができるか、救急治療ができるかなど、乳児の緊急事態に対応できるかどうかを判断することができる。なお、死亡調査員が、異文化の養育者の行為を解釈する場合には、注意が必要である。

該当の乳児がどれだけの期間その施設に登録されていたか、そして最近の出席状況を確認することは重要である。これによって死亡調査員はそれぞれの子どもが、その乳児にどれだけ関わっていたかを確認することができる。死亡調査員は警察と協調し、乳児が死亡した時に出席していた他の子どもの登録状況を確認する。所有者・運営者は、この情報を証明できるはずである。

特別支援が必要な子どもまたは障害児は、一般の子どもとは異なるケアが必要な場合がある。そのようなケアを提供できない施設では、そのことが乳児の死の一因、または死因そのものになった可能性もある。警察と協調し死亡調査員は、施設所有者・運営者および両親と話し、その乳児に特別支援が必要だったか、施設はその必要性に気づいており、要求を満たせていたかを確認する。所有者・運営者または両親から得たこれに関する情報は、すべて記録しておく。

必要に応じて再エントリー（再調査許可証）用の正式文書入手

全機関が死亡現場から調査を終え退出したら、その周辺に再度立ち入るために再調査許可書や裁判所命令が必要になることがある。死亡調査員は死亡現場を立ち去る前にすべての調査活動を終えるよう努力すべきである。追加的調査が必要なことを示す情報が得られた場合は、死亡調査員は再調査のための正式文書入手を準備する。死亡調査の権限範囲を超える行動が必要な場合は、警察の援助が必要な場合もある；その例としては、死亡調査員の実地検証同行、調査許可書の入手、または目撃者の犯罪歴入手などがある。死亡調査員は、実地検証に同行させてもらう、正式な裁判記録入手する、またはミランダ権の通告（黙秘権や弁護人と相談する権利を通告すること）や不利な証言をする証人に面接を行う時などにも、警察官の援助を求める必要がある。

関わった人々と継続的な接触を可能にするような、作業の終わらせ方

死亡調査員と、両親やその他の人物との作業を、明確に終了させることは非常に重大である。終了したことを明確にする文言がないと、きちんと終わりがつかないような、宙ぶらりんの気持ちになる。関わった人たちには、死亡調査員またはその機関とで再接触する機会が与えられるべきである。死亡調査員が近い将来再接触する可能性もあることを知らせておくべきである。また死亡調査員は、必ず名刺または連絡先を残すべきである。最後に、死亡調査員は家族に、これからどのようなことが起きるのかの示唆を与え、辞する前に別れの挨拶を述べる。

要約

ディスカッションを行うための質問

1. 事件または死亡が発生した現場の評価を行う前に、調査を計画するものや実施する者は、全員自分の役割を理解しておくことが重要である。死亡現場調査で以下の者が果たす役割を列記せよ:
 - a. 警察
 - b. 死亡調査員
 - c. 法医学者
 - d. 犯罪現場の専門家
2. 救急隊または家族によって近隣病院に搬送され、結局そこで死亡確認された場合、（すなわち事件発生時に死亡乳児の遺体が現場から移動されていた場合）、死亡調査員として実務に当たるあなたはどのように対応するか（死亡現場として病院に対応するか、事件が発生した実際の現場に対応するか）、述べよ。
3. あなたは、女家長のみが質問の全てに答えることができるという文化の現場に到着した。女家長は乳児のプレイヤーでもファインダーでもないが、家族に質問する際には、彼女が指定されたスポーツパーソンとなる。あなたは、彼女が、乳児に害を与えたかもしれない家族の中の一人または複数をかばっていると疑っている。彼女または他の家族にこれ以上どうやって質問を行おうか？
4. あなたは現場に派遣されたが、警察を含むだれもが、この死は明らかなSIDS例だと言っている。あなたは警察のチャップレン（心のケアの専門家）が家族に、乳児は明らかにSIDSで死亡したと話しているのを立ち聞きした。この状況で、死亡調査員としてあなたは何をすべきか？
5. 調査過程で、同じ保育所の他の親たちが、最近施設内の他の数人の子どもも具合が悪く、嗜眠および倦怠感の徴候を示していたと知らせてきた。この時点で、この親たちに対してあなたはどのように対応すべきか？

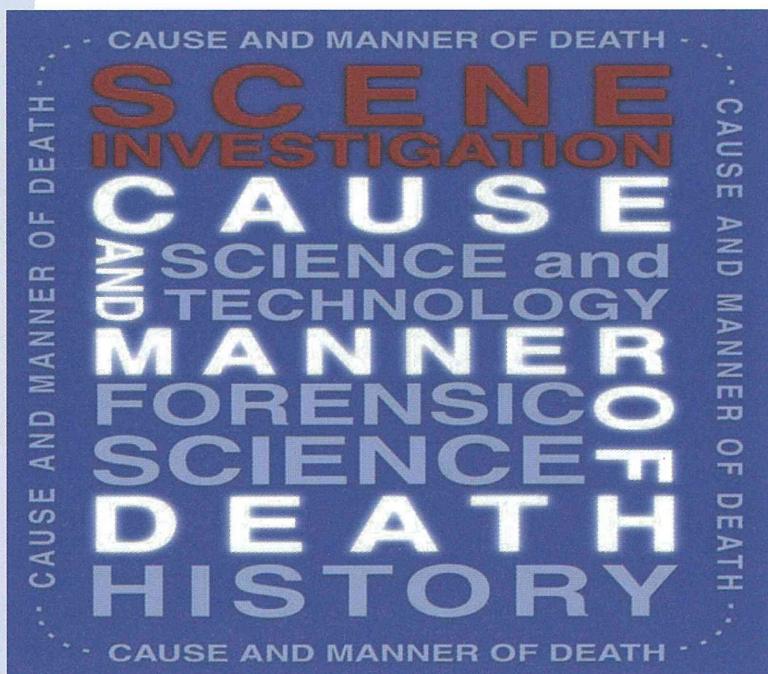
理解度確認のための例題

1. あなたは第一言語が中国語の家族に対応している；しかし、現場の誰も彼らと会話することができない。死亡調査員として、あなたは何をすべきか
 - A. 家族を落ち着かせ現場にいる他の人に通訳できるかどうかを尋ねる。
 - B. 家族への面接はあなたの仕事ではない；それは警察の担当である。
 - C. 上司に連絡し、会話補助に通訳を派遣するよう依頼する。
 - D. あなたは中国市民と対応しているのだから、FBIに連絡すべきである。
2. 乳児の死に至る事件の発生した場所、もしくは乳児の死亡した場所に居住している下記の人物のうち、誰に最初に質問することが望ましいか？
 - A. 最近アフリカ旅行をした親
 - B. 空港の警備員として働いている叔母
 - C. 死亡前に乳児と遊んでいた2歳児
 - D. 最後に乳児に食事を与えた祖母

3. 以下の人物は、乳児の死に至る事件の発生した際に、もしくは乳児の死亡発生時に保育所にいたことが記録されている。このリストのうち、死に至るイベントについて面接する必要性が最も低いのは誰か？
 - A. 保育所の所有・運営者
 - B. 特別支援児を搬送するバスの運転手
 - C. 乳児・子どもの食事を作った人物
 - D. 乳児が無反応であることを発見した成人の監督者
4. 以下のうち、主たる住居の定義として最も正しいものはどれか？
 - A. 乳児がいつも世話を受けている祖母の家
 - B. 乳児が毎日世話を受けている保育所
 - C. 乳児が両親と住んでいる住居
 - D. 乳児が死亡宣告を受けた病院
5. 以下の、保育所の子どもの情報について、死亡調査に関係ないと思われるものはどれか？
 - A. 死亡時にいた子どもたちの年齢
 - B. 死亡時にいた子どもたちの人数
 - C. 死亡時の子どもたちの健康状態
 - D. 死亡時の子どもたちの両親の婚姻区分
6. 事件または死亡発生当時、保育所で勤務中であった成人監督者について、どの証明を要請するか？
 - A. 免許状態
 - B. 婚姻区分
 - C. 所属政党
 - D. 勤怠記録
7. 面接中、保育所の所有・運営者が、同じ免許で町中の他の保育所も運営していることを明らかにした。この情報を踏まえ、死亡調査員としてあなたは、どうすべきか。
 - A. 警察に忠告し、所有・運営者を直ちに拘束するよう提言する
 - B. 警察に忠告し、多施設の検査を手配する
 - C. 警察に忠告し、免許を無効にするよう示唆する
 - D. 警察に忠告し、他施設のすべてを閉鎖するよう示唆する。
8. 乳児が死亡しているのが発見された部屋を検査中、あなたは成人監督者の一人に処方された薬品の容器数個を発見した。死亡調査員として、あなたはどうすべきか。
 - A. 全ての薬品を収集し、事務所に持ち帰って破棄する。
 - B. 現場で薬品を記録し、トイレに流す。
 - C. 薬品を収集し、警察に渡す。
 - D. 警察に知らせ、あつたものを記録する。
9. 死亡現場で乳児の死体の検案中に、身体略図に記録しないものは以下のうちどれか？
 - A. 栄養状態
 - B. 死斑の広がり
 - C. 妊娠合併症
 - D. 性別

Chapter 7

第七章



Kathleen Diebold, M.A., B.A.

人形を用いた死亡現場再現の実施

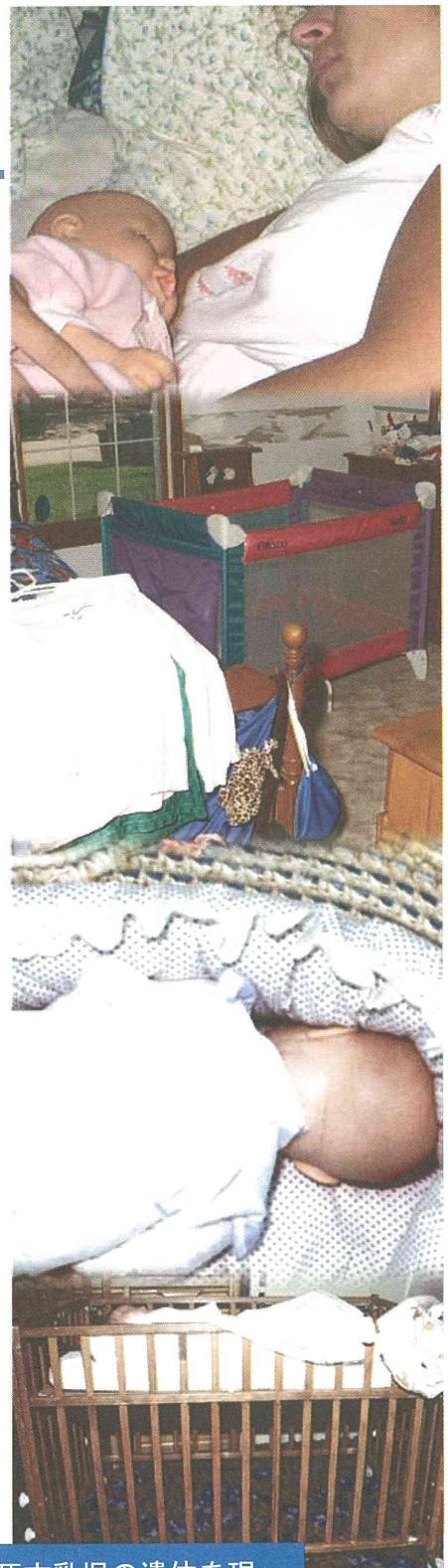
現場検証時に同時に、もしくは現場検証後に後方視的に、再現を行うための戦略

ユニット19: 家族・養育者に再現について説明する

ユニット20: プレイサー・ファインダーに乳児姿勢を再現させる

ユニット21: 再現場面を撮影する

ユニット22: 家族・養育者に声掛けを行う



死亡調査員の多くは、写真撮影のために、死亡乳児の遺体を現場に再度運び入れ再配置することは、賢い選択ではないと考えている。人形による再現というものは、実施する死亡調査員と家族・養育者にとり驚くほど受け入れられやすいものになる。本章では人形を用いた死亡現場再現の背景にある、論理的根拠を詳述し、実施の過程についての概要を述べる。

はじめに

本章では、両親/養育者立会いによる現場での調査面接および人形による再現に伴う主な作業について述べる。これには、プレイサー、LKA、およびファインダーと同定された人物と調査員との間で行われるやり取りもすべて含まれる。データ収集の方法と用具についても詳述する。

補助的資料

SUIDI-RF（突然の説明困難な乳児死亡に対する報告フォーム）や、各自治体で承認されている同様のフォームのほかに、下記の物品、機器を使用することが推奨される：

1. 個人防御の物品（グローブ）
2. 頭部・四肢の動く人形
3. デジタルカメラ
4. 家族情報の用紙

本章のねらい

本章を通じて、受講者は下記の目標を到達することが望まれる。

1. 家族/養育者に再現について説明できる
2. プレイサー・ファインダーに乳児の姿勢を再現させられる
3. 再現の撮影をすることができる
4. 家族/養育者へ声掛けを行うことができる

それぞれの作業は、専門職として繊細な態度で、その地方の法律や条令、習慣に準拠して、行わなければならない。

Unit 19

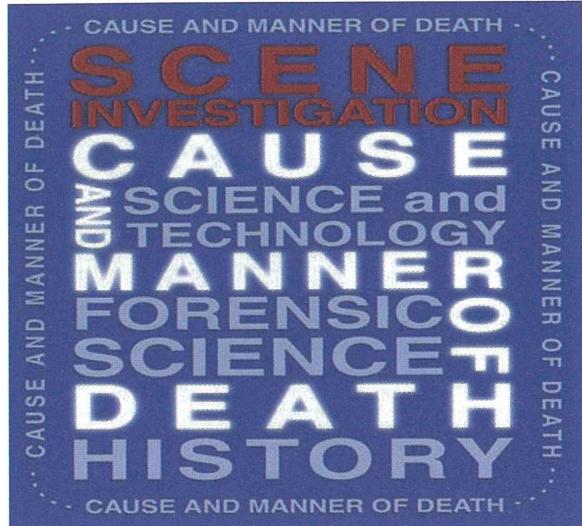
—家族・養育者に再現について説明する

はじめに

乳児が突然、予期せず死亡した場合は、徹底的な死亡現場調査を行い、死因および死亡態様の正確な判定をしなければならない。より正確な結果を得るためにには、死亡調査員は、再現に参加する家族または養育者に、死亡現場を再現するということについて説明しなければならない。多くの人は、乳児がどのように発見されたかを十分に説明できるほどに言語化能力が高いわけではない。それゆえ、死亡現場を再現することによって乳児の死亡現場を視覚的に表すことになる。これは法医学死亡調査員が成人の死亡現場調査で、成人の遺体を撮影するのと同様の方法で行われる。

プレイヤー（最後に乳児が生存していた際に、乳児を寝かせた人物）、ならびにファインダー（最初に乳児が死亡しているのを発見した人物）に、現場再現は調査の上で極めて重要な局面であることを説明する。共感を込めた、非対審的な態度が適切かつ有効である。適正に死因や死亡態様を判断するには、現場をよく知る養育者が、法医/病理学者の判断を助ける必要があることを強調する。

実際に乳児が死亡または無反応であることを発見した人物、または発見時の姿勢を目撃した人物が再現を行うことが非常に重要で、これによって正しい死亡現場の記録が保証される。現場再現人形を使用すれば、プレイヤーは最後に乳児が寝かしつけられた姿勢を示すことができる。その後、発見時姿勢を同様に再現する。これらの姿勢の写真記録および記述は、調査を完全なものにするうえで不可欠である。



再現の目的を概説する

乳児死亡現場での再現の目的は、乳児が置かれていた就寝環境を正確に描写することである。

再現とは、視覚的に乳児の身体姿勢（寝かされた・発見された姿勢；腹臥位・背臥位；座位；左向き・右向き）、頭部および首の位置（まっすぐ上・下向き；右・左向き；首があごの方に屈曲、後ろに伸展）、身体の隣または近辺に置かれた物、そして乳児の気道が発見時に閉塞していたかどうか（鼻孔が詰まっている[右・左・両方]、口・鼻を覆う物体、顔の近くの物体）を記録するものである。

徹底的な法医学的死亡調査を実施するには、乳児が最後に寝かしつけられた通りの就寝環境と、乳児が発見された通りの就寝環境を表現するように、死亡現場調査を行わなければならない。プレイヤー（乳児を最後に寝かせた人物）に、乳児を最後にどのように寝かしたかを示すように依頼し、現場再現用の人形、使用していた寝具、近くにあったおもちゃや縫いぐるみを用いて現場を再現し、法医/法医/病理医が就寝環境を可視できるようにする。

次に、発見された姿勢を再現する。ファインダー（乳児の死亡を発見した人物）と再現人形によって、乳児が発見された通りの就寝環境を再現する。これは徹底した調査には欠かせないものである。法医/法医/病理医はこれを検証し、剖検前に、寝かされた姿勢と発見時の姿勢を比較することができる。この再現も、実際に乳児を発見・目撃した人物によって行われることが極めて重要である。これによって、乳児の正しい姿勢と実際の就寝環境が記録されたことが確実になる。

法医学者が可視化できることの重要性を説明する

法医/病理医が乳児の死亡現場調査に対応できない場合は、乳児死亡現場をデジタル写真で撮影することによって、実際に乳児が最後に寝かされた環境と、無反応のところを発見された際の実際の姿勢を可視化することができる。この情報は、法医/病理学者が、死因ならびに死亡態様の判断を行う一助となるもので、法医学的現場調査にとり極めて重要な要素なのである。

両親・養育者に再現用人形を見せる

プレイヤー・ファインダーに現場再現人形を示し、説明する。再現を行う際に死亡調査員や参加者は調査に必要な行動に集中することはできるであろうが、現場で行われている他の一般的な行動とは若干異なるため、家族や養育者は時に気持ちがそれてしまうかもしれない。

人形を丁寧に扱うことは必要だが、人形を生きた乳児のように扱ってはならない。そのように扱わないことによって、参加者が人形を実際の乳児と結びつけることを避けることができる。死亡調査員にとって有用な方法としては、以下のようなものがある：

- ・ 人形は地元の店で購入したもので、再現と撮影のための小道具として使用するものであることを説明する。
- ・ 人形の体、頭部、腕、および足の関節を（丁寧に）動かしてみせる。そうすることによって、説明を聞いたものは、実際に寝かされた、または発見された姿勢を人形に取らせることができるようになる。

家族や養育者に再現手順を説明する

この作業を成功させるためには、プレイヤー・ファインダーに再現手順を説明することが非常に重要である。再現作業におけるプレイヤー、ファインダーの役目を強調しながら、段階を追って手順を簡潔に説明することによって、作業中を通じて協力を得られるようになる。

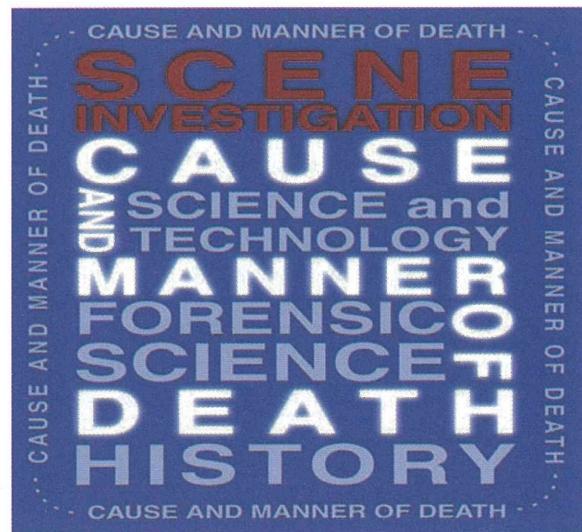
プレイヤー、ファインダーには、この再現が多方向からのデジタル写真によって記録され、法医/病理医の検証に使われることを説明する（寝かされた時と発見された時の、双方の写真を撮る）。この記録は剖検前に法医/病理医に提示されるため、プレイヤー、ファインダーがどのように乳児が寝かされ、発見されたか正確に思い出せないと主張したとしても、できる限り正確でなければならない。

死亡調査員は死亡現場再現の目的は、乳児が寝かされ、発見された就寝環境を正確に表現することであることを忘れてはならない。以下は、乳児死亡現場再現作業の推奨される手順である：

- ・ プレイサー、ファインダーの情報を確認し、記録する。
 - 氏名、年齢、生年月日
 - 乳児との関係
 - この人物が主たる養育者であるかどうか
- ・ 乳児が単独で就寝していたかを尋ねる。
 - 誰かが添い寝をしていた場合、就寝環境内でのその人物や動物との位置関係をデジタル写真に撮る。
 - 死亡調査員は、添い寝をしていた人物に、再現に参加するよう依頼する必要がある。
 - ファインダーは就寝環境（ベッド、カウチ、椅子）での、乳児およびその他の人物の姿勢に関する主たる情報源である。ファインダーとともに全員の就寝姿勢を確認する。
- ・ 乳児の二つの就寝環境をデジタル写真で撮影する（乳児の最後に確認された姿勢と、発見された姿勢）。
- ・ プレイサー、ファインダーに協力に対する礼を述べる。
 - その人の協力が貴重なものであり、法医学的死亡調査の非常に重要な一部であることを強調する。
 - 乳児を亡くしたことへの心からの哀悼の意を述べる。
- ・ 家族や養育者に、ほかに質問がないかどうか尋ねる。
- ・ 家族に、追加的な情報を入手できる連絡先の氏名、電話番号を残す。

この説明の最後は、プレイサー、ファインダーへの以下の指示で締めくくる。

- ・ 人形の頭部、腕、脚を動かして、実際に寝かされていた姿勢を模する。
- ・ 最初に乳児を発見した時の通りの姿勢に、人形を寝かせる。以下を含め、正確な現場再現の重要性を強調する：
 - 乳児の身体姿勢
 - 添い寝の状況
 - 寝具、毛布、枕、衝撃吸収パッド
 - おもちゃや縫いぐるみ
 - 姿勢保持材



Unit 20 — プレイサー・ファインダーに乳児姿勢を再現させる

はじめに

乳児死亡現場再現の目的は、乳児が最後に寝かされた・発見された就寝環境を正確に表すことである。どのように寝かされたかの情報は、現在の調査にとっても、将来の乳児の死亡を防ぐためにも極めて重要である。

プレイサーとファインダーは往々にして同じ人物である。しかし、最後に乳児を寝かした人物が、乳児が無反応または死亡していることを発見した人物と異なることも稀ではない。この場合、死亡調査員は死亡をめぐるイベントを記録するために、2つの再現を行わなければならない。

再現の参加者に、人形を手渡す

再現のために、人形の体、頭部、および顔面を正確に配置する重要性は、どんなに強調してもしすぎることはない。人形は、乳児が最後に寝かしつけられた姿勢とできる限り同じように配置する。そして次に、乳児が発見された際の姿勢の記録のために置き直す。

再現の参加者に、寝かせた通りに乳児を配置するよう依頼する

参加者に人形を、乳児を寝かしつけた通りの姿勢に置くよう指示する。再現では、必ずプレイサーが人形の頭、腕、脚を動かして、わかっている最後の姿勢に置き正しい配置になるようとする。プレイサーには、寝かせた際に乳児と一緒に就寝環境にあった物（人形、枕など）についても尋ね、これらも再現現場に置くよう依頼する。

参加者が人形をその姿勢に置き終えたら、その人物を離れたところに立たせ、人形の配置を見せて、これが思い出せる最後の姿勢として、最も適切であるかどうか確認させる。

- ・ 参加者に、乳児の身体の正確な姿勢に注意を集中するよう、依頼する：
 - 腹臥位/背臥位
 - 座位
- ・ 参加者に、乳児の顔に注意を集中するよう、依頼する：
 - 仰向け・寝床にうつ伏せ
 - 右向き・左向き
- ・ 参加者に、乳児の首に注意を集中するよう、依頼する：
 - 過伸展（頭を反らす）
 - 屈曲（頸が胸につく）
 - どちらでもない

この時点では、死亡調査員は配置された姿勢を記録すべく、再現の撮影を始める。撮影が終わり、確認（デジタル画像で質を確認する）したら、次に、死亡調査員は発見時の姿勢に注意を向ける。

再現の参加者に、発見した通りに乳児を配置するよう依頼する

参加者に人形を、乳児を発見した通りの姿勢に置くよう指示する。再現では、必ず乳児を発見した人物（ファインダー）が人形の頭、腕、脚を動かして、その姿勢になるように置くようにし、発見時の正しい姿勢が記録できるようにする。発見時に、乳児と一緒に置かれていた物（人形・枕など）について尋ね、それらの物も再現現場に置くよう依頼する。乳児の鼻・口を塞いでいたような物がなかったか注意する。

参加者が人形をその姿勢に配置したら、ファインダーを離れたところに立たせ、人形の配置を見せて、これが乳児を発見した時に見たものとして、最良の再現かどうか確認させる。

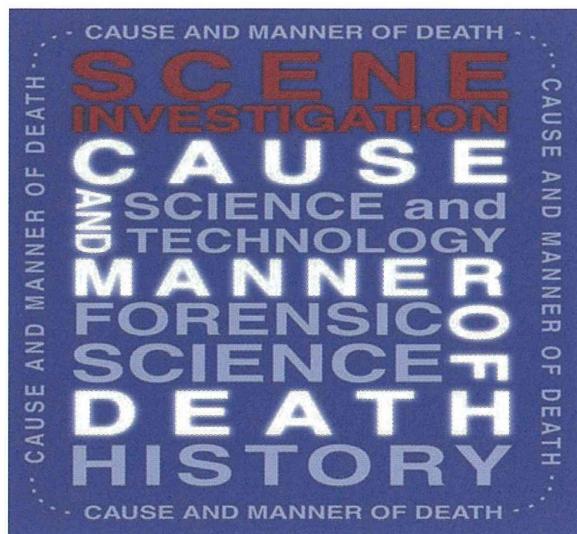
参加者に乳児の鼻・口に接触していた可能性のある閉塞物について尋ねる。乳児の顔に接触していた物があった場合は、ファインダーに乳児の鼻・口を塞いでいたものを示すように、指示する。よくあげられる物には以下のようなものがある：

- ・ 衝撃吸収パッド
- ・ 乳児用枕
- ・ 姿勢保持材
- ・ 縫いぐるみ・おもちゃ
- ・ 寝具（掛布団、シーツ、毛布など）

次に死亡調査員は、再現参加者に、乳児の手の届く範囲にあった、あるいはあった可能性のある物に注意を集中するよう、依頼する。これにはよく以下のような物が含まれる：

- ・ 縫いぐるみ/おもちゃ
- ・ 枕
- ・ おしゃぶり
- ・ 毛布・掛布団

この時点では、死亡調査員は、乳児が発見された姿勢を記録すべく、再現の撮影を始める。撮影が終わり、確認（デジタル画像で質を確認する）したら、次に死亡調査員は、就寝環境の検証に注意を向ける。就寝環境にいた可能性のあるペットやその他の動物も、記録しておく。



21 — 再現場面を撮影する

はじめに

乳児死亡現場の撮影は、徹底的な死亡現場評価および乳児の就寝環境の正しい記録を明確にするものである。法医/病理学者が現場再現に立ち会えない場合は、デジタル写真によって司法解剖実施前に就寝環境を、視覚的に明らかにすることができます。人形による再現の撮影前に、死亡調査員は必ず現場全体の概観を撮影するようにする。

姿勢を取らせた人形を撮影する

最後に寝かしつけられた姿勢と発見された姿勢とを、就寝環境の中にある物と関連付けて撮影する。この記録は、再現に参加できなかった人に、わかっている最後に置かれた乳児の就寝環境と、発見時の就寝環境とを可視化することができる。

寝かされた姿勢の人形の撮影

プレイサーがその位置に人形を置き、覚えている通りの姿勢にしたら、死亡調査員は直ちに人形の撮影を行う。プレイサーに顔と口の正確な向きを尋ね、再調整させ、撮影する。写真の順番を忘れず記録しておく；写真は非常に取り違え易いので、どれが“最終の”写真かが分からなくなるためである。

発見された姿勢の人形の撮影

ファインダーとも同じ手順で撮影を行っていく。発見者が二人いた場合は、それぞれの人に手順を説明する。その状況での混乱や強いストレスから、誰に何を、いつ話したのかを忘れ易くなる。ここでも、実際に乳児が無反応になっているところを発見した本人に、再現をさせることが重要である。これによって、発見時の姿勢の正確な記録が可能になる。

以下の内容がわかるように撮影する：

- ・ 身体の姿勢（腹臥位・背臥位、座位、左・右向き）
- ・ 頭と首の位置（まっすぐ上・下向き、右・左、首が頸の方に屈曲、首を反らす）
- ・ 鼻孔の閉塞（右・左、両方）
- ・ 身体の傍または近辺にあった物（口・鼻・顔面を覆う物）

ベッドおよび寝具の撮影

寝具の各層の写真

法医/病理医は乳児の下にあった寝具、上にあった寝具、そして乳児が巻きつけていた（くるまれていた）寝具を見ることを希望するはずである。寝具の形状、大きさ、材質、そして寝具全般の状態は、重要な意味を持つことがあるため、記録が必要である。必要があれば、寝具は収集し、監察医・検視官の施設に持ち込んで、検証を行う。

サイズの関係を示すように、寝床またはベッドを撮影する

乳児のベッド、ベビーベッド、マットレス、または寝床（毛布を敷いた床、カウチ、カーシート、プランコ式ベビーチェアなど）を撮影し、法医学者に説明する。また、ベビーベッドやベッドの枠にマットレスがきちんと合っているかも検証し、必要があれば計測する。マットレスと枠の間やベッドと壁の間に窪みや空間があると、“はいはい”ができるほど発達した乳児にとり、危険な就寝状態となる場合がある。この評価を行う際には、乳児の年齢、体重および発達段階に注意することが重要である。

法医/病理医に写真を送付する

現場検証完了前に遺体が司法解剖に向かっているか、すでに安置されていることは珍しくない。それでも、寝かされた際と発見された際の姿勢の写真は法医/病理学者にとって必須なもので、死因および死亡態様の判断に不可欠な証拠の一部になることもある。司法解剖には、剖検作業開始前に現場所見が必要である（法医学剖検実施基準、2005）；従って、死亡調査員は可能な限り速やかに、再現写真およびその説明を法医/病理学者に送付する努力を尽くさなければならない。